平成 14 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書 (案)

~環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて~

平成 15 年 月

環境省

平成 14 年度 環境報告の促進方策に関する検討会報告書(案)

~ 環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて ~

目次

はじめに

- 1. 検討会設置の趣旨
- 2. 検討の内容
- 第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進方策のあり方
 - 1. 環境報告書の基本的機能とそのための必要条件
 - 2. 環境報告の普及のあり方
 - 3. 環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上
 - 4. 共通基盤の構築のための具体的方策
- 第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況
 - 1. 第三者レビューの類型
 - 2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題
 - 3. 比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方
- 第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本的枠組み
 - 1. 共通の基盤としての環境報告書作成開示基準
 - 2. 共通の基盤としての環境報告書審査基準
 - 3. 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等
 - 4. 環境報告審査人の登録に対する考え方
- 第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方
- 第5章 今後に向けて
 - 1. 今後の課題
 - 2. 今後の進め方について
- 別添 1 環境報告書審査基準(案)
- 別添2 「評価・勧告」タイプの第三者レビューガイドライン(案)
- 資料1 環境報告書の普及に向けた課題と基本政策
- 資料 2 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況
- 資料2 環境報告書の第三者レビュー等に関する状況
- 資料3 環境報告審査人に必要な能力に関連する資格の参考例

はじめに

1.検討会設置の趣旨

(1)環境問題の現状と新しい社会システム構築の必要性

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにおける経済活動の拡大は、 急速に環境負荷を増大させ、人類の生存基盤である自然環境のバランスを崩し、廃棄 物問題や自動車公害などの地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失など空 間的、時間的広がりを持つ問題にまで拡大、深刻化しつつある。

環境問題の解決に向けては、製品の生産・流通・廃棄など産業活動のあらゆる局面に環境・エネルギー配慮が組み込まれ、それが社会システムとして自立的に機能していく社会を実現させなければならない。そのためには製品・サービスや企業に関する環境情報の開示・提供の一層の推進と、消費者等への環境・エネルギー教育の飛躍的拡充により、市場を環境配慮の視点から製品・サービスや企業を厳しく選別するグリーン市場に創り変えていくとともに、環境マネジメントシステムの構築等により事業者の活動に環境配慮を織り込み、環境技術の研究開発などによる環境保全への取り組みといった強固な環境経営の実践が企業の競争力に寄与するような基盤を整備していく必要がある。

(2)事業者の意識変化と環境報告書

このような中で事業者の環境問題に対する考え方は、近年、より積極的なものへと 大きく変化しており、環境に関する取組については、「社会貢献の一つ」から、「企業 の業績を左右する重要な要素」又は「企業の最も重要な戦略の一つ」ととらえて事業 活動の中に取り込んでいく動きに拡大しつつある。

そして同時に事業者は、投資家・金融機関・地域社会・取引先・消費者・従業員など、企業を取り巻く様々なステークホルダー(利害関係者)から評価されながら、事業活動を存続させている。

そのため事業者は、社会の支持を受けながら事業活動を行っていく上で、ステークホルダーの意思決定に役立つ情報を開示していく説明責任(アカウンタビリティ:Accountability)が求められている。環境面からも事業者が評価されるようになってきた今日、事業者側でも自らの環境への取組について積極的に情報公開し、社会からの評価を受けていくための環境コミュニケーション及び社会的説明責任の重要性が認識されつつあり、環境報告書を作成・公表する事業者数が年々増加しつつある。

しかし、その数は我が国の事業者数全体から見ればいまだ十分ではないうえ、公表されている環境報告書においても比較可能性と信頼性が十分に確保されていないな

ど、その取組が適正に評価できるようにはなっていない。

このため、「規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月閣議決定)」においても、環境報告書のより一層の普及を図るとともに、比較可能性及び信頼性の確保を図るため「第三者機関による監査制度」も含めた検討を指摘されている。

一方、諸外国では既に環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつあるとともに、近年、環境報告書から企業の社会的及び経済的な情報をも盛り込んだ持続可能性報告書へと発展しつつある。

(3) 平成 13 年度における検討

こうした状況を踏まえて、環境省では、平成 13 年度に有識者等からなる「環境報告の促進方策に関する検討会」を開催した。検討会では、環境報告書の普及状況、日本全国・地方公共団体・諸外国における環境報告書の普及促進に係る取組の状況、及び環境報告書の第三者レビューの状況を調査・分析し、環境省が実施してきた環境報告書ガイドラインの作成、優良な環境報告書の表彰等の様々な取組(資料 1 参照)、特に環境報告書に関する各種ガイドラインは、その普及に大きな役割を果たしたと評価できるとした。

さらに、環境報告の普及とその比較可能性及び信頼性の確保に向けての課題について、環境報告書作成の容易性を高める、環境報告書作成へのインセンティブを高める、環境報告書作成と環境への取組に対する社会からの適正な評価を確保するなどの図1(6頁参照)のような5つの課題があるとし、今後、検討すべき普及促進施策の方向性を検討し、報告書を取りまとめた1。

(4)本年度の検討の趣旨

本年度は、平成 13 年度検討会の報告書において提言されている施策について、より有効な施策の絞り込みを行い、特に環境報告書の第三者レビューを中心に、環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについて一層の検討を進め、そのあり方について取りまとめることとした。

検討に当たっては、環境報告書の普及を図る上で、作成・公表事業者数の増加という単なる量的拡大だけでなく、比較可能性及び信頼性の確保による質の向上も社会から必要とされているという前提に立ち、検討を行った。これは、環境報告書を作成・公表する事業者は増えつつあるが、環境報告書の比較可能性及び信頼性が十分に確保されていないこと等により、環境報告書の内容が利害関係者に十分に理解されないことがあるため、環境への取組についての適正な評価が得られない場合があり、環境報告書を作成・公表することの目的を適切に果たせず、このことが結果的に環境報告書

¹ 平成 13 年度の「環境報告の促進方策に関する検討会」の検討会報告書については http://www.env.go.jp/policy/report/h14-04/index.htmlを参照。

のさらなる普及の妨げとなるおそれがあると考えられるためである。

一方、環境報告書の第三者レビューは、環境報告書の比較可能性及び信頼性を高めるための有力な手法の一つとして、その受審事業者数も増加傾向にあるが、第三者レビューの実施に当たっての共通に利用できる基盤が未整備であるため、期待される機能が十分には発揮されていないと考えられる。

このような中で、環境報告書への自主的取組を一層拡大し、普及させていくとともに、その比較可能性及び信頼性を向上させていくためには、環境報告書への取組について、一定の基準に準拠した第三者レビューによる審査登録の仕組みを整備し、社会から適正な評価を得ることができるようにすることが、その一つの有力な方策として考えられる。

本報告書は、以上のような背景及び視点から、平成 13 年度の検討結果を踏まえ、環境報告書の一層の普及促進、比較可能性及び信頼性を確保するための課題を抽出・分析するとともに、第三者レビューを中心とした環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み構築について検討を行うため、環境報告書の作成者(事業者) 利用者、有識者等からなる検討会を設置し、取りまとめたものである。

2.検討の内容

検討会においては、平成 13 年度検討会報告書に基づき、施策の絞り込みを行い、 第三者レビューを中心に、環境報告書の普及と比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み構築に当たり障害となりうる事項、及びそれらの対応のあり方として環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みを検討した。

検討の参考とするため、我が国の各事業者における取組事例及び主要先進国における環境報告書の普及状況、普及方策についての調査を実施した。

また、検討に当たっては、別に中小事業者における普及方策の一つとして、「環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会」が設置²されていることを踏まえ、特に上場企業及び相対的に環境負荷の大きい事業者を念頭に検討を行った。

さらに、環境報告書において公表すべき情報のあり方については、同様に環境省が「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」を設置³しているため、同検討会の検討に委ねた。

環境報告書の作成者(事業者) 利用者、有識者等からなる「平成 14 年度 環境報

² 「環境活動評価プログラムのあり方に関する検討会」の設置については http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3571を参照。

³ 「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」の設置については http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/shihyou/index.htmlを参照。

告の促進方策に関する検討会」を6回開催した。

また、実務的な検討を行うため「環境報告書の第三者レビューに関するワーキンググループ」を設置し、4回の会合を開催した。

検討会委員(敬称略、五十音順、 印:座長)

稲岡 稔 株式会社イトーヨーカ堂 常務取締役 総務本部長

大竹 公一 大成建設株式会社 安全 環境本部 環境マネジメント部長

大塚 直 早稲田大学 法学部教授

河野 正男 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究科 教授

上妻 義直 上智大学 経済学部長

児嶋 隆 岡山大学 経済学部 教授

菅野 伸和 松下電器産業株式会社 環境本部 環境企画グループ

マネージャー

瀬尾 隆史 株式会社損害保険ジャパン 環境・社会貢献部長

辰巳 菊子 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事

谷 達雄 株式会社リコー 社会環境本部長

平井 浩 東京ガス株式会社 環境部長

藤村コノヱ NPO 法人環境文明 21 専務理事

山本 良一 東京大学 国際・産学共同研究センター長

渡邊 泰宏 日本公認会計士協会 環境監査専門部会長、

中央青山監査法人 計員

ワーキンググループ委員(敬称略、五十音順、 印:座長)

木田 祐子 松下電器産業株式会社 環境企画グループ

環境コミュニケーションチーム主査

倉阪 智子 倉阪公認会計士事務所 代表

上妻 義直 上智大学 経済学部長

児嶋 隆 岡山大学 経済学部 教授

角田季美枝 社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

環境委員会 委員

夏目有愉子 トヨタ自動車株式会社 環境部企画グループ担当員

丸山 陽司 株式会社 KPMG 審査登録機構 代表取締役社長

渡邊 泰宏 日本公認会計士協会 環境監查専門部会長、

中央青山監査法人 社員

第1章 環境報告書の基本的機能と普及促進のあり方

1.環境報告書の基本的機能とそのための必要条件

社会経済活動における直接・間接の環境負荷発生について主要な部分を占めている 事業者は、人類及び全生命の共有財産としての「環境」について、どのような環境負荷を発生させ、これをどのように低減しようとしているのか、どのように環境保全への取組を行っているのかなどを社会に対して公表、説明する責任 = 説明責任がある。

本検討会においては、事業者が、環境コミュニケーションを促進し、環境保全に関する説明責任を果たしていくためには、社会に対して自らが発生させている環境負荷の実態やその低減対策等を取りまとめて公表することを「環境報告(Environmental Reporting)」、こうした事業者の環境保全に関する情報伝達(環境コミュニケーション)の媒体の一つを「環境報告書(Environmental Report)」として定義した。

「環境報告」とは、事業者が、自らの環境保全に関する取組方針、取組内容、取組 実績、将来の目標、環境への負荷の状況等を体系的に取りまとめ、社会との環境コミ ュニケーションを図ることを目的とし、同時に事業者としての社会的な説明責任の観 点から、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するとともに誓約する取組を言 い、その取りまとめられたものが「環境報告書」である。

このような環境報告書には、外部(社会的)機能と、事業者自身の環境保全への取組を促進させる内部機能の二つの基本的機能があり、事業者の自主的な環境保全活動を推進する上できわめて重要な役割を果たすものである。

外部機能には、次の三つがあり、

事業者と社会との環境コミュニケーションツール

事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示ツール

事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー(誓約と評価)による環境保 全活動推進ツール

内部機能には、次の二つがある。

事業者自身の環境保全に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのためのツール

経営者や従業員の意識付け、行動促進のためのツール

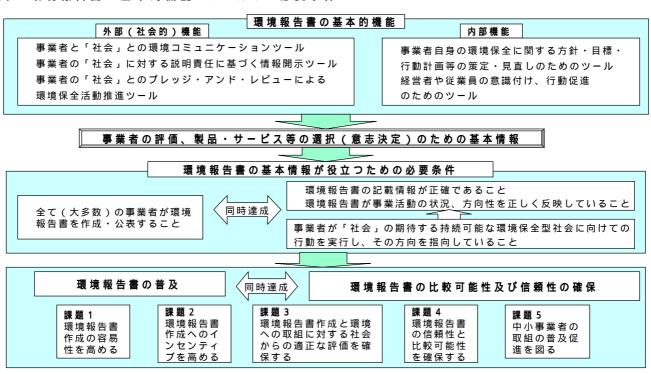
こうした環境報告書の基本的機能が十分に発揮されるためには、全て(大多数)の 事業者が環境報告書を作成・公表することが重要であることはもちろん、環境報告書 の記載情報が正確であるとともに、環境報告書が事業活動の状況や方向性を正しく反 映していること、すなわち、環境報告書のさらなる普及と比較可能性及び信頼性の確 保の同時達成が必要である。

ここで想定される環境報告書の比較可能性の確保とは、比較評価そのものではない。環境報告書に開示された情報を加工し評価、判断を下すことは、利用者がそれぞれの目的に基づいて行うものである。本報告書での比較可能性とは、環境報告書に記載された項目が、その社会的に合意された作成基準によって共通のものであるとともに、情報自体が作成基準に則って把握集計されるなど、利用者が評価を行うための前提となる情報の種類や集計方法について、共通の基盤が整備されることをいう。

加えて、このような共通の基盤を整備するにあたっては、環境報告書の対象範囲が自社のみか企業グループ全体かどうか、あるいは業種や経営形態が異なれば、単純な比較及び評価が困難であることを念頭におき、利用者にとって誤解のないように取り組む必要がある。

また、環境報告書の信頼性の確保とは、事業者が社会の期待する持続可能な環境保全型社会に向けての行動を実行してその方向を指向しており、環境報告書がそのような事業活動の状況、方向性を正しく反映しているとともに、環境報告書の記載情報が、環境報告書作成基準に則って作成され、その情報が一定の条件の下で間違いのない正確なものであることをいう。

図1環境報告書の基本的機能とそのための必要条件



2.環境報告の普及のあり方

環境情報開示のための主要な媒体としては、環境報告書が社会に広く利用されている。すなわち環境報告書は、環境報告書の情報を比較検討し自己の行動の意思決定に役立てる、事業者の環境経営の状況を知る、事業者の環境への取組、特に自らが関心のある分野についての取組の状況を知る等、不特定多数の利害関係者に利用されるものである。そのため、このような環境報告書を作成する事業者は、利害関係者の判断等を誤らせないように正確な環境情報を発信する責任(環境情報の発信者としての責任)がある。

このため、諸外国では、環境報告書等における環境情報の開示を促進するために、事業者に対し自主的な取組普及を目指すのではなく、上場事業者や相対的に環境負荷の大きい事業者を対象に、事業者の環境に関する説明責任を強化するとともに、環境マネジメントシステムの導入を促進などを目的として、環境報告書等による事業者の環境情報の開示を法律等により義務化する動きが拡大しつつある。また、このような環境情報開示の取組は、開示された環境情報が、第三者によりレビューされ、一定の比較可能性と正確性が確保されたものであることが前提とされている(資料1参照)、一方、我が国においては、これまで環境報告書が事業者の自主的取組により発展してきていること、環境報告書の実務がいまだ発展途上にあること等に鑑み、仮に将来

てきていること、環境報告書の実務がいまだ発展途上にあること等に鑑み、仮に将来的には環境情報開示の義務化を目指すにしても、国際的な動向にも注視しつつ、まずは自主的な取組による一層の普及を図ることが重要であると考えられる。

今後、自主的な取組の推進を図っていく場合においては、環境報告書の作成・公表事業者数のさらなる増加と、その比較可能性及び信頼性の確保による質の向上という二つの課題を同時達成していくことが求められている。特に、環境報告書の比較可能性と信頼性を向上させることにより環境報告書に記載された情報の価値が向上し、環境報告書を通じて事業者への適正な評価が可能となる。それに伴い、積極的に環境経営に取り組んでいこうとする事業者にとって大きなインセンティブが付与されることとなり、その結果、環境報告書のさらなる普及が進むと期待される。

3.環境報告書に記載された情報の比較可能性及び信頼性の向上

(1)比較可能性及び信頼性の向上のための取組の現状

環境報告書の比較可能性及び信頼性の向上を図るため、企業や NPO 等においても様々な自主的な取組が行われ、一定の効果をあげている。環境報告書の比較可能性及び信頼性を向上していくため、以下に示すような取組が実施されている。

ア 第三者レビュー

環境報告書を作成する事業者以外の主体(第三者)が、環境報告書の記載情報や その背景にある取組内容についての意見を表明(レビュー)し、環境報告書に掲載 する取組であり、第三者が比較可能性や信頼性をレビューする。

イ 内部管理の徹底

事業者内部の環境マネジメントシステムを徹底し、内部監査等を厳格に行う取組であり、事業者自身が情報の比較可能性や信頼性をレビューする。

ウ 内部監査基準や環境報告書作成基準等の公開

事業者自身が、その内部監査の基準や環境報告書作成基準等を公開する取組であり、特に環境報告書の作成基準が明らかにされれば、外部の第三者がそれに基づいてレビューを行うことも可能となる。

エ 双方向コミュニケーション手法の組込

環境報告書の記載情報や環境への取組について、事業者が問い合わせ窓口を設けて、利害関係者からの質問や意見を受け付け、これに回答する取組であり、利害関係者等による座談会を開催し、その概要を環境報告書に掲載する事例もある。

オ NGO、NPOとの連携による環境報告書の作成

環境報告書の企画、製作段階に NGO、NPO のスタッフが直接関わり、事業者との一種の共同作業により環境報告書を作成する取組であり、連携のあり方には単に意見を聞くから、記載情報のチェックを行うもの等、様々な内容がある。

カ 社会的に合意された環境報告書作成基準への準拠

環境報告書の作成に関するガイドラインとしては「環境省:環境報告書ガイドライン」、「グローバル・リポーティング・イニシアチブ (GRI): サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」4等、複数存在している。いまだ社会的に合意された作成基準はないが、可能な限りこれらの中立的に定められたガイドラインに準拠して環境報告書を作成する試みがなされている。

⁴ GRI ガイドラインについてはhttp://www.globalreporting.org/GRIGuidelines/index.htmを参照。

(2)比較可能性と信頼性の向上に当たっての課題

このように様々な取組が実施されているが、現状では、比較可能性については、環境報告書に関するガイドラインはあるものの、その社会的に合意された作成基準は存在せず、その記載内容やその解釈の仕方は自由であるため、比較可能性を確保するための十分な共通基盤が確立されているとは言えない状況にある。

さらに、信頼性については、利害関係者が環境報告書に記載された情報の正確性を 自ら確認することは困難であることから、第三者が利害関係者に代わって情報の正確 性をチェックすることが、環境報告書の信頼性を高める有力な手段の一つとして考え られ、自主的に第三者レビューを受審する事業者が増加している。しかし、社会的に 合意された第三者レビューの基準は存在せず、正確性として事業者ごとに独自の集計 過程を確認するだけであったり、その手続や報告のあり方についてはいまだ十分な共 通基盤が確立していない。このため第三者レビューの結果(結論)について、外部の 利害関係者に理解されにくく、第三者レビューの実施そのものに対して適正な評価が 得られていない側面が見受けられる。

このように、客観的な形で環境報告書の比較可能性と信頼性の一層の向上を図るためには、現在の状況では不十分であると考えられる。環境報告書の比較可能性と信頼性を向上させていくためには、多様な環境報告書の情報について一定の整理を図り、利害関係者が容易に理解できるようにすることが必要であるとともに、記載された情報の正確性については重要な虚偽記載(脱漏を含む)がないと信頼して利用できるようにしていくことが望ましいと考えられる。

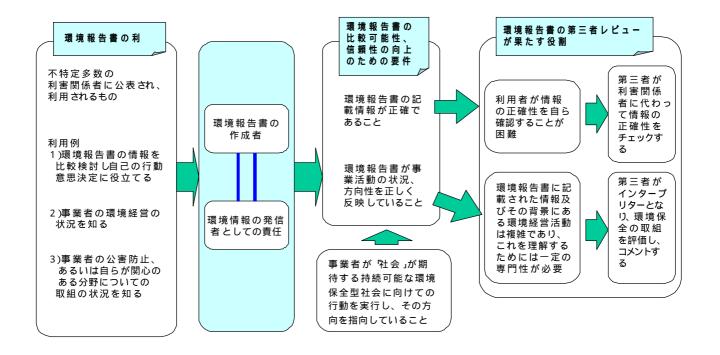
4.共通基盤の構築のための具体的方策

このような状況を踏まえると、前節(1)に示したように様々な方策が考えられるが、これらの中では、第三者レビューの方策が、客観的な形で環境報告書の比較可能性及び信頼性を確保する観点から有効性の高いものであると考えられ、実際にも第三者レビューの取組が数多くの事業者により行われている。

また、環境報告書に記載された情報及びその背景にある環境経営の取組は複雑であり、これを理解するためには一定の専門性が求められるが、環境経営等に関する専門的知識や判断能力を有する第三者が、事業者と利害関係者の間のいわば通訳者(インタープリター)となり、事業者の環境経営の取組を評価し、コメントすることも、環境報告書の比較可能性や信頼性を高める有力な手段の一つとして考えられる。

こうしたことより、本検討会において第三者レビューが、環境報告書の比較可能性 と信頼性を高める上で、極めて有効性の高い手段であると考えられることが合意され たが、一方で、現状においては社会的に合意された第三者レビューの基準等が存在し ないため、その効果が十分に発揮されておらず、第三者レビューの受審事業者、実施者の双方が、基準等の策定の必要性を認識していることが確認された。

図2環境報告書の第三者レビューが果たす役割



第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況

1.第三者レビューの類型

環境報告書の信頼性を高めるために、環境報告書の第三者レビューを実施する事業者が増えている。環境省の調査によると、環境報告書を発行している事業者(579社)のうち、第三者レビュー実施事業者の割合は19.5%であり、さらに実施を検討中の事業者の割合は34.7%に達している(平成13年度環境にやさしい企業行動調査が)しかしながら、現在実施されている環境報告書の第三者によるレビューや審査等の取組は、検証、監査、第三者意見表明など様々な表現が用いられ、その実施主体も多様であり、内容にはばらつきがある。このように第三者レビューの実務は発展途上であるため、その結論の意義が利害関係者に十分に理解される状況にはなっていない。

このため本検討会では、環境報告書の第三者レビューを以下の2種類に整理し検討を進めた。

- ・環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書の作成基準への準拠性を第三 者レビューする「審査」タイプ
- ・現状のように環境報告書の作成基準が未整備であっても環境保全上の必要性 等に照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境への取組状況を第三 者レビューする「評価・勧告」タイプ

(1)「審査」タイプの第三者レビューの特徴

環境報告書に係る利害関係者が、情報の正確性を自ら確認することが困難であるため、第三者が、利害関係者に代わって情報の正確性及び作成基準への準拠性を審査する。

審査は、本来、環境報告書の審査基準及び作成基準に基づいて行われるものであるが、現時点では社会的に合意されたこれらの基準は存在しないため、環境報告書作成事業者と第三者レビュー実施者の合意に基づいて実施されている。

(2)「評価・勧告」タイプの第三者レビューの特徴

環境報告書に係る利害関係者が、記載された情報を適切に理解し、当該事業者の環境経営の状況を評価することは困難であるため、第三者が利害関係者に代わって、環

⁵ 「平成13年度環境にやさしい企業行動調査」は、主要証券取引所(東京、大阪、名古屋)の1部及び2部上場企業と従業員数500人以上の非上場企業を対象にしており、有効回答は2,898件。詳細は http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html を参照。

境報告書の記載情報が正しいという前提に立った上で、環境保全上の必要性に照らして、記載情報の妥当性や環境への取組の適切性を判断し、評価・勧告を行う。

評価・勧告は、環境保全上の必要性、社会的要請及び業種業態の事情等の基準化されにくい要素を、独自に判断して行われる。

2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題

(1)第三者レビューの状況

我が国における環境報告書の第三者レビューの状況は、以下のとおりである。

表3 第三者レビューの状況

	٠٠/١/١٥ ا	
第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの内容	環境報告書に記載された情報の正確性の審査、環境報告書の作成基準への準拠性の審査	環境に関する取組の適切性及び取組に対する評価、勧告、意見、感想の表明
第三者レビューの目的	外部の利害関係者の意思決定のため	経営者及び外部の利害関係者の意思決定のため
第三者レビューの主な 実施者	監査法人あるいはその関連会社、ISO14001 審 査登録機関等が多い	学識経験者、環境問題専門家、環境 NGO 等、多様
判断基準	ガイドラインや事業者の内部基準など	主観的判断
第三者レビューの手続	受審事業者と実施者の合意など	記載されていない場合が多い
第三者レビューの基準	記載されていない場合が多い	記載されていない場合が多い
第三者意見書等の形式	第三者レビューの目的、手続及び結果を簡潔 に記した短文形式の第三者意見書(改善事項 の指摘は経営者に対してのみ報告され、非公 開が多い)	
第三者意見書での意見 表明の例	・作成基準で求められている記載項目は、全 て記載されている ・記載情報は、合理的に集計されている ・修正すべき重要な事項は認められなかった	・ の取組は同業他社に比較して優れている ・前年度に比較して改善されている ・目標値に比較してこのままでは達成困難 ・今後、 の取組を実施すべき ・ の状況を改善すべき ・ に関する情報を記載すべき
実施者の責任	意思決定者である外部の利害関係者に対して、情報の正確性及び作成基準への準拠性を 審査したことに対する責任	評価結果が、外部の利害関係者の意思決定に用 いられることに対する結果責任

(2)課題

我が国における環境報告書の第三者レビューの課題は、以下のように整理することができる。

ア「審査」タイプにおける課題

- ・ 社会的に合意された手続や基準がなく、実施者、受審者の双方が共通のガイドラインが必要と考えている。
- ・ 第三者レビュー実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのか 不明で、実施者、受審者の双方が、その知識や能力に関する客観的な基準の必要 性を感じている。
- ・ 利害関係者が期待する環境報告書に対する審査範囲と、実施されている第三者レビューの内容とは隔たりがあり、実際にどのようなことが審査されているのかわかりにくい。

以上より、第三者レビューの手続及び基準、第三者レビュー実施者の知識、能力や 責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある。

イ 「評価・勧告」タイプにおける課題

- ・ 実施に当たっての手続や基準を明確に定めがたく、評価等の範囲や手続自体が曖昧である。
- ・ 一般消費者から学識経験者まで様々な者が実施しており、実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのかにより、同様の取組に対しても結論の 意義は全く異なってくるにもかかわらず、その違いが理解されにくい。
- ・ 受審者が自らの環境への取組の参考にするため、専門家による評価結果を記載しているに過ぎない場合には、環境報告書の外部機能が損なわれていると言えるが、このように記載された評価結果の透明性、客観性が不十分な場合でも、妥当な取組が実施されるものであると社会的に誤解されやすい。
- ・ 提出された情報の正確性を前提としており、当該事業者の環境保全への取組がど の程度正確に環境報告書に反映されているかは、十分に吟味されないことがある。 以上より、環境報告書に記載された評価・勧告の結果の位置付けについて、社会的 な合意を図っていく必要がある。

表4 第三者レビューの課題

第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの基準	社会的に合意された手続や基準がない	社会的に合意された手続や基準の策定は困難
実施者の知識・能力	特に定まっていない	特に定まっていない
環境報告書に係る利害 関係者と実際の第三者 レビューとの期待ギャッ プ	かかわらず、環境報告書の全体を審査して	いるにもかかわらず、報告書の全体を第三者 レビューしていると誤解される ・実施者の主観的判断で第三者レビューされて いるにもかかわらず、客観的な判断を行って いると誤解される
環境報告書に係る利害 関係者の立場からわか りにくい点		・対象範囲、手続が、わかりにくい ・判断基準が不明であり、事業者の取組をどの 程度正確に反映しているか理解されにくい
第三者レビュー実施者 の責任	審査実施者の責任範囲について、社会的な合 意を図っていく必要がある	実施者の責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある

3.比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

既に、環境報告書の第三者レビューが様々な形態で実施されている状況を踏まえると、第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューそのものの信頼性を確保していくためにも、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築していくことが必要である。

本報告書では第三者レビューの実施形態を、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプの二種類に整理しているが、「評価・勧告」タイプはそもそも提出された情報が正確であることを前提とした上で、第三者独自の判断を加える取組である。したがって、共通基盤としての比較可能性と信頼性を向上させていくためには、環境報告書の記載情報の正確性や作成基準への準拠性を第三者レビューする「審査」タイプについて、事業者の自主的な参加を前提とした仕組みを整備していくことが望ましいと考えられる。

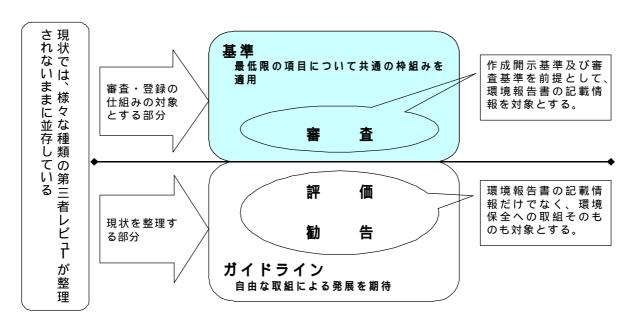
「審査」タイプの第三者レビューについては、一定の同質性が求められることから、今後、その仕組みを構築していくに当たって必要な要素となる第三者レビュー実施者の知識・能力、実施手続及び審査結果の報告等のあり方に関する基準案を検討する必要がある。

そのため「審査」タイプの第三者レビューに関し、環境報告書に記載すべき最低限

の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び環境報告書 の作成基準への準拠性を審査し登録する仕組みを構築することが有効である。

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いも強く、様々な手法により自由な発展がなされているものであるため、当面は、新たに構築する仕組みの対象外とする。しかし、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められることから、現状を整理し、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインを策定することが適当である。

図3 環境報告書の第三者レビューの全体イメージ



第3章 「審査」タイプの第三者レビューに係る仕組みの基本 的枠組み

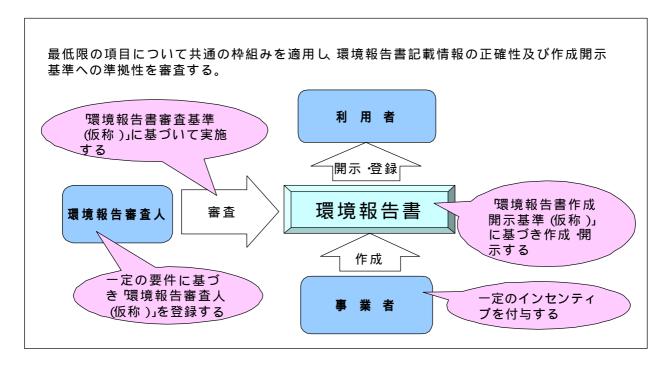
「審査」タイプの第三者レビューについては、前章で取りまとめたように事業者の 自主的な参加を前提として、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠 組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び作成基準への準拠性について、実行 可能性にも考慮しつつ可能な限り厳密な審査を実施する仕組みを構築することが適 当である。

この仕組みにおいては、事業者は「環境報告書作成開示基準(仮称。以下同じ。)」に基づき、自主的に環境報告書を作成し、これを一定の民間非営利団体に登録された「環境報告審査人(仮称。以下同じ。)」が、「環境報告書審査基準(仮称。以下同じ。)」に基づいて審査を実施した上で、共通基盤に沿った環境報告書として一定の民間非営利団体に登録することとなる。

また、この仕組みにおいては、参加事業者にロゴマークの使用を認める等、その参加に当たっての何らかのインセンティブを付与することが望ましいと考えられる。

この仕組みにおける第三者レビュー実施者及び環境報告書審査の基準については、 以下のように取りまとめることができる。

図4 審査・登録の仕組みの対象とする部分(審査」タイプの第三者レビュー)



1.共通の基盤としての環境報告書作成開示基準

環境報告書の開示基準は、全ての事業者に共通する最低限記載すべき情報の項目や 範囲を明確にし、作成基準は環境パフォーマンス情報の測定方法等を明確にするもの である。

記載すべき情報の項目は、事業者の環境経営の状況、環境負荷の状況の全体像が把握できる情報であり、例えば環境省の環境報告書ガイドライン⁶の項目を例に取れば「環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括」、「環境に関する規制遵守の状況」及び「環境負荷の低減に向けた取組の状況」等が考えられる。

環境パフォーマンス情報の測定方法とは、例えば二酸化炭素排出量の測定、算出方法等が該当する。

このような環境報告書の作成開示基準は、環境報告書の正確性及び基準への準拠性を審査する際の判断基準となるものであり、併せて審査の同質性を確保するものでもある。

環境省では、環境への取組に係る事業者内部における評価・意思決定に資する情報を提供すること、利害関係者が、事業者の環境への取組を評価するにあたり、事業活動を適正に理解するための事業者との共通の情報基盤を提供すること等を目的として、環境パフォーマンス指標のあり方に関する検討を進めており、環境報告書作成開示基準を策定する際には、この検討結果(事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 -)が一つの基盤になると考えられる。

2. 共通の基盤としての環境報告書審査基準

環境報告書審査基準は、事業者が作成する環境報告書が正確であるかや作成開示基準に準拠しているかを第三者が審査し、その結論を表明する際の基準である。

ここで正確性の「審査」とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項 が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することであ り、作成基準準拠性の「審査」とは、環境報告書が環境報告書作成基準の項目を満た して作成されているか否かを審査することを想定している。

このための環境報告書審査基準としては、審査実施者の要件等に関する一般基準、 審査手続に関する実施基準、審査の結論の表明に関する報告基準の三つの基準が必要 と考えられる。これらの基準案の具体的なイメージは別添1に示した。

⁶ 環境報告書ガイドライン 2000 年度版についてはhttp://www.env.go.jp/policy/report/h12-02/を参照。

(1)一般基準案の主な項目

- ・ 環境報告書審査(仮称。以下同じ。)は、適切な専門的能力と実務経験を有する者 (以下、環境報告審査人という。)が、環境報告書審査基準に準拠して行うこと。
- ・審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書に係る利害関係者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するものであること。
- ・ 審査人が行うべき審査の質の管理、審査人に関するその独立性、正当な注意義務 及び守秘義務の必要性に関すること。

(2)実施基準案の主な項目

- ・ 環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠 性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠を入手しなければならな いこと。
- ・ 審査人が行うべき環境報告書審査計画の策定、リスク評価、実施手続、記録の維持等に関すること。

(3)報告基準案の主な項目

- ・ 環境報告審査人は、環境報告書審査報告書(仮称。以下同じ。)において、実施した審査手続の概要並びに環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成基準準拠性についての結論を明瞭に記載しなければならないこと。
- ・ 審査人が作成する審査報告書の記載事項に関すること。
- ・ 審査人が十分な審査が実施できない場合の審査結果報告に関すること。

3 . 第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等

「審査」タイプの環境報告書の第三者レビューを実施する者(環境報告審査人)は、以下のような知識、及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験等が必要と考えられる。

環境報告書の記載事項に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験

- · 環境報告書作成開示基準
- ・ GRI ガイドライン等の世界的な報告書作成開示指針とその動向(環境報告書が 発展途上である事情から)

事業経営に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力 と実務経験

- 環境マネジメントシステム(環境情報システムを含む)
- ・ 事業経営及びガバナンス全般
- ・ 事業活動の業種、業態の特性 環境に関する以下の知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実 務経験
- · 環境問題全般
- · 環境関連規制等
- 環境保全活動の業種、業態の特性 監査に関する以下の知識及び能力
- ・ 内部統制組織の理解
- ・ 一定の根拠資料から結論を導くプロセスに対する理解

4.環境報告審査人の登録に対する考え方

環境報告審査人には、環境報告書の記載事項、環境問題全般等に関する知識及びこれらを理解するために必要な専門的能力と実務経験が必要であるが、このような環境報告審査人に必要な要件を全て満たす既存の資格は存在しない。

現状の第三者レビューにおいては、適当な知識・能力を有している者を事業者が独自に判断して契約しており、環境報告書に係る利害関係者は、環境報告書審査を実施する主体の知識・能力に関する十分な情報や、結論の意味を適切に理解するための情報等を入手することが困難である。このため、現状のままでは、結果的に環境報告書審査の同質性が保てず、仕組み自体の信頼性が揺らぐおそれがある。

以上のことから、上述した要件を満たす者を環境報告審査人として、新たに民間非 営利団体等において登録し、管理していくことが、有力な手法と考えられる。

第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、「審査」タイプの第三者レビューとは異なり、第2章で取りまとめたように、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いが強く、様々な手法により自由な発展がなされているものである。

このため、その実施手続及び実施者の知識・能力等に関する基準を作成する必要性は現時点では少ないと考えられるものの、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められる。

また、「評価・勧告」タイプの第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等は第三者レビューを受けようとする各事業者等が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものである。

こうした観点から、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドライン案の主な項目を以下のように取りまとめた。ガイドライン案の具体的なイメージは別添2に示した。

- ・ 環境報告書の第三者レビューは、適切な専門的能力と実務経験を有する者(以下、実施者。)が行うことが望ましいこと。
- ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書に係る利害関係者が第三者レビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施にあたってはガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましいこと。
- ・ 実施者に関するその独立性、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。
- ・ 第三者レビュー報告書の記載事項に関すること。

図 5 現状を整理する部分(「評価・勧告」タイプの第三者レビュー)

第5章 今後に向けて

1.今後の課題

本仕組みによる環境報告書審査登録の実施のために残された課題を抽出し、整理した。これらの課題については、今後さらなる検討を行い解決していくことが必要である。

(1)仕組み全体に係る課題

ア 実務運営のあり方

本仕組みに関する環境報告審査人の登録、環境報告書審査の管理や審査を受けた環境報告書の登録管理等の管理運営を行うための組織のあり方

イ 仕組みの透明性の確保

環境報告審査人の審査業務に関連して審査概要書を公表するなど、仕組みの透明性を高める方策

ウ 国際的動向との整合性の確保

GRI や国際会計士連盟 (IFAC) など環境報告書の審査に関連する国際的動向との調和。

(2)環境報告審査人に係る課題

ア 環境報告審査人の知識・能力の維持

研修制度や更新試験など、環境報告審査人の知識・能力を維持向上するための 方策

イ 環境報告審査人の経験

環境報告審査人の実務経験の蓄積を促すための方策

ウ 環境報告審査人の倫理基準

回避されるべき環境報告審査人と審査対象となる事業者との利害関係

(3)環境報告書審査のあり方に係る課題

ア 大規模事業者等に対応した審査のあり方

多角化や多国籍化を含む事業規模の拡大に対して、組織的な審査のあり方を含めた対応策

環境報告審査人により設立された組織自体を審査機関として登録する必要性

イ 環境報告書審査の質の確保

組織的に個別の環境報告書審査を行うにあたっての環境報告審査人組織に必要な内部審議機能

他の環境報告審査人等による相互評価(ピアレビュー)など、環境報告書審査 全体の信頼性を確保するための方策

ウ 虚偽記載に係る事業者及び環境報告審査人の責任

自主的な登録の仕組みである環境報告書に重要な虚偽記載が発見された場合 の事業者の責任と環境報告審査人の責任のあり方

(4)基準に係る課題

ア 環境報告書のバウンダリーの取扱

環境報告書で対象とされるバウンダリー(境界)の相違によって記載情報の意義が全く異なることに対する誤解防止策

イ 基準の統一的解釈の確保

審査基準や作成開示基準の解釈の違いを極力減らすために、用語の定義を明確 化するために、統一的解釈指針の必要性

2.今後の進め方について

本報告書で提案した環境報告書の比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組みについては、次年度以降、前節で取りまとめた課題について、優先順位をつけて検討のうえ、課題の解決に向けた取組着手することが必要である。まず、共通基盤の整備に必要不可欠な環境報告書作成開示基準と環境報告書審査基準を策定し、さらに、可能であればパイロット事業を実施してその実行可能性を検証することが望まれる。

環境報告書は、持続可能な循環型社会構築に向けての有力なツールであり、より一層の普及を図ることと、比較可能性と信頼性を確保することが求められている。

平成 13 年度報告書で整理された第三者レビュー以外の普及促進策についても必要な取組を進めるとともに、本報告書で取りまとめた比較可能性及び信頼性確保のための基本的枠組み - 環境報告書の「審査」タイプ第三者レビューの仕組み - の構築を可能な限り早期に、当面は平成 16 年度を目途に進めていくことを期待するところである。

なお、持続可能な社会の構築に向けては、環境問題の根本にある社会のあり方その ものを転換していくことが不可欠であり、そのような転換を図っていくためには、経 済的側面、社会的側面、及び環境の側面という社会経済活動の各側面を統合的にとら える「統合的アプローチ」でが必要となっている。そのため環境報告書を、社会的側面や経済的側面をも含めた持続可能性報告へと発展させていくことが望まれる。

以上

⁷ 「統合的アプローチ」については環境基本計画第2部第2節1(1)社会の諸側面を踏まえた環境政策(http://www.env.go.jp/policy/kihon_keikaku/plan/new/02.html)を参照。

別添 1

環境報告書1審査2基準(案)3

一般基準

1. 環境報告審查人

環境報告書審査は、適切な専門的能力と実務経験を有する者(以下、 環境報告審査人⁴)が、本環境報告書審査基準に準拠して行わなければ ならない。

2. 環境報告書審査の意義

環境報告書審査は、事業者が責任をもって作成・公表する環境報告書について、環境報告審査人が環境報告書の利用者のために、審査基準に照らした審査手続を実施し、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するものである。

3. 審査の質

環境報告審査人は、適切な審査の質の管理5を行わなければならない。

4. 独立性

環境報告審査人は、審査実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何事にも束縛されず自由に結論を表明する立場を堅持しなければならない。 ⁶

5. 正当な注意義務

環境報告審査人は、専門家として通常払うべき注意をもって審査を実施しなければならない。

6. 守秘義務

環境報告審査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は 盗用してはならない。

実施基準

1. 十分かつ適切な根拠

環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項についての正確性及び作成基準準拠性に関する結論を表明するために、十分かつ適切な根拠を入手しなければならない。

2. 審查計画

環境報告審査人は、環境報告書審査を効果的かつ効率的に実施するために環境報告書審査計画を策定しなければならない。

3. リスク評価

環境報告審査人は、環境報告書審査対象事項に重要な虚偽記載がもたらされる可能性に関するリスク評価を行い、その結果を環境報告書審査 計画に反映し、これに基づき環境報告書審査を実施しなければならない。

4. 実施手続

環境報告審査人が、十分かつ合理的な環境報告書審査根拠を入手するにあたっては、必要な調査により組織の内部統制リスク等を評価するための評価手続を実施の上、環境報告書審査上のリスク⁷を総合的に評価し、環境報告書審査対象事項の審査要点の直接的な立証のために実証手続を実施しなければならない。

5. 記録の維持

環境報告審査人は、環境報告書審査計画及びこれに基づき実施した環境報告書審査手続の内容並びに判断の過程及び結果についての記録®を維持しなければならない。

6. 他の専門家による業務結果の利用

環境報告審査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家の能力 及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が環境報告書審査の根 拠として適切であるかを検討しなければならない。

報告基準

1. 審査報告の内容

環境報告審査人は、環境報告書審査報告書において、実施した審査手 続の概要及び環境報告書の審査対象事項の正確性及び作成基準準拠性 についての結論を明瞭に記載しなければならない。

2. 審查報告書記載事項

環境報告書審査報告書には、表題⁹、あて先、審査の目的¹⁰、審査対象 及び対象期間¹¹、事業者及び環境報告審査人の責任¹²、審査の実施手続¹³、 結論、その他の記載事項¹⁴、日付、環境報告審査人の名称¹⁵を記載しなければならない。

3. 結論表明の差し控え

環境報告審査人は、環境報告書審査範囲の制約により、環境報告書審査対象事項に対する結論表明のために、十分かつ適切な証拠を入手することができなかったときには、結論を表明してはならない。この場合には、環境報告書審査対象事項に対する結論を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

- 4 新たに環境報告審査人を登録する場合には、環境報告審査人に必要な知識、専門的能力及び実務経験に 関する試験等を実施する場合、当該項目に関する資格保持者には、その試験を免除する、活動経歴を確認 する等によって、既存の資格を有効活用することが考えられる。
- 5 審査の質の管理には、業務実施過程、結論の表明のための必要なチェック、複数の審査人(登録した審査人の他、登録していない審査業務従事者でチームを編成する)で審査する場合の、審査業務従事者の適格性を確保し、適切な指示、指導及び監督を行うこと等が含まれる。
- 6 「公正不偏の態度」とは、経済的独立性及び精神的独立性をいう。「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、審査の実施にあたり必要な証拠が障害なく提供されるとともに、自由に審査結果を述べることができ、審査対象となる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。
- ⁷ 審査上のリスクの総合的な評価とは、環境報告書審査対象事項の性質に起因するリスク、事業者の内部 統制に関するリスク、審査手続上のリスクをそれぞれ勘案し、統合されたリスクを評価することをいう。
- * 維持すべき記録としては、 環境報告書審査計画書、 環境報告書の個別の審査対象事項に対する結論が記載された環境報告書審査調書、 環境報告書審査の実施過程における指摘事項及びそのフォローアップ調書、 環境報告書の記載事項に対する総合的な意見形成に関する調書、 環境報告審査人の総合意見に対する審査調書、 環境報告書審査チームの構成に関する評価調書、 その他環境報告書審査の実施過程で入手した重要な資料、などがある。
- 9 環境報告書に関する審査報告書であることを明瞭に記載する。
- 10 審査の目的には、環境報告書の利用者のために、当該環境報告書の審査対象事項の記載情報の正確性、 環境報告書作成基準への準拠性の審査である旨を記載する。現時点では、社会的に合意された環境報告書 作成基準はない。
- 11 審査対象には、環境報告書のうち具体的に対象とした事項及び対象期間を記載する。
- 12 事業者が環境報告書の作成についての責任を有している旨及び環境報告審査人の責任は環境報告書審査 報告書について表明した自己の結論にある旨を記載する。
- 13 本審査基準に準拠して審査を実施した旨及び実施した審査手続の概要を記載する。
- 14 例えば、審査結果によって環境報告書の記載内容全ての信頼性が担保されるわけではないこと、環境報告審査人と審査対象となる環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の有無及びその内容、結論を導くために用いた判断基準の有無及びその内容、その他結論の表明に加えて特に説明が必要と認められる事項、などの記載が想定される。
- 15 環境報告審査人が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。

¹ 将来、持続可能性報告書について検討することが望まれるが、当面は「環境報告書」の用語を用いる。なお、既に発行されている持続可能性報告書や社会環境報告書などについても本仕組みの対象と考える。

² 「審査」とは、環境報告書審査対象事項の作成基準準拠性とその正確性についての審査を行うことである。作成基準準拠性とは、環境報告書が環境報告書作成基準の項目を満たして作成されているか否かを審査することであり、その正確性とは、環境報告書に記載された情報のうち、審査対象事項が適切な手続で収集・集計され、間違いのないものであるか否かを審査することである。

また、当面、審査対象事項とした項目の正確性や作成基準準拠性を審査することとするが、例えば、環境保全に関する目標・計画の達成可能性などについても、社会からの要請や実務の成熟を勘案しながら、必要に応じて対象の見直しを行うことが望ましい。

³ 本基準案で用いられている名称は、全て仮称である。

別添 2

「評価・勧告」タイプの第三者レビュー¹ガイドライン²(案)³

1. 第三者レビュー実施者 環境報告書の第三者によるレビューは、適切な専門的能力と実務経験 を有する者が行うことが望ましい。

2. 独立性

実施者は、レビュー実施にあたり、常に公正不偏の態度を保持し、何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場を堅持することが望ましい。⁴

3. 正当な注意義務

実施者は、専門家として通常払うべき注意をもってレビューを実施すべきである。

4. 守秘義務

実施者は、業務上知り得た事項を正当な理由なく漏洩し又は盗用してはならない。

5. 意見報告

実施者は、レビューの結果としての意見を明瞭に記載することが望ましい。

6. レビュー報告書記載事項

レビュー報告書⁵には、表題⁶、あて先、レビュー対象事項及び対象期間⁷、レビュー手続の概要⁸、意見⁹、その他の記載事項¹⁰、日付、実施者の名称¹¹を記載しなければならない。¹²

1 本ガイドラインにおける第三者によるレビューとは、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体(第三者)が環境報告書の記載事項や取組内容ついての意見を表明し、環境報告書上に記載することをいう。

² 本ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書の利用者が第三者によるレビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように、配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施にあたっては本ガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましい。

- 3 本ガイドライン案で用いられている名称は、全て仮称である。
- 4 「公正不偏の態度」とは、経済的独立性及び精神的独立性をいう。「何事にも束縛されず自由に意見を表明する立場」とは、レビューの実施にあたり必要な証拠が障害なく提供されるとともに、自由にレビュー結果を述べることができ、レビュー対象となる環境報告書の作成者たる事業者により結果の修正がなされることはないことをいう。
- ⁵ 本ガイドラインにおけるレビュー報告書とは、第三者によるレビューの結果が、環境報告書の作成者たる事業者以外の主体(第三者)の意見として記載されるものをいう。
- 6 第三者の意見であることが、明瞭に区別できるように記載することが望ましい。
- 7 レビュー対象には、環境報告書や事業者の環境保全への取組のうち、具体的にレビューの対象とした事項及び対象期間を記載することが望ましい。
- ⁸ レビューの実施にあたっては、レビュー実施者の独自の知識や能力によっているため、実施したレビュー手続概要を記載することが望ましい。
- ⁹ 意見表明にあたっては、レビュー実施者の独自の知識や能力によっているため、判断の根拠を記載することが望ましい。
- 10 その他の記載事項としては、正確性そのものをレビューしているのではない旨(データの正確性をレビューしていない場合) 実施者と環境報告書の作成者たる事業者との利害関係の状況、実施者が認識している責任の内容、意見形成にかかる根拠資料及び詳細な報告内容のうち重要な部分、事業者の取組に対する具体的な改善勧告、などが想定される。
- 11 レビュー実施者が組織の場合には、組織の名称と代表者氏名を記載する。
- 12 環境報告書の作成者たる事業者が、第三者レビューの結果としての意見を環境報告書に記載する場合には、次の事項について留意することが必要である。
- ・当該実施者を選択した考え方 実施者の知識・能力等はレビューを受けようとする各事業者が各自の判断基準で様々な専門分野から自 由に選択するものであるので、結果としての意見を理解するために明記することが望ましい。
- ・レビューにあたって提示された条件 レビュー実施にあたり、レビュー実施者に制限を課した場合には、データの提供範囲などを記載することが望ましい。
- ・意見の修正 レビュー実施者の提出した意見を修正して掲載する場合には、主な修正内容や全文を入手する方法など 記載することが望ましい。
- ・意見に対する対応方針 過去の改善勧告に対する取組状況や新たな改善勧告に対する今後の対応方針などを記載することが望ま しい。

資料1 環境報告書の普及に向けた課題と基本政策

課題	既に実施、及び実施中の施策	今後、検討、実施する施策
環境報告書作成の容易	・ セミナー、シンポジウムの開催	・ 地方の環境プラザにおける環境報告書の展示及びそのた
性を高める	・ 環境報告書ネットワークの支援	めの支援策
	・ 環境パートナーシッププラザでの環境報告書の展示	・ 地方公共団体との共同による環境報告書モデル事業の実
	・ セミナー、シンポジウムの地方開催	施
		・ 環境報告書ガイドラインの改訂
環境報告書作成へのイ	・ 優良な環境報告書の表彰	・ エコマーク認定における条件化
ンセンティブを高める	・ 政府のグリーン購入に際して環境報告書の公表事業者の	・ 取組事業者への経済的支援
	優先配慮	・ 優良な環境報告書の認定
	・ 金融機関、投資家等の啓蒙、情報提供	・ 優良な取組を行い、環境報告書を公表する事業者の認定
環境報告書作成と環境	・ 記載内容が比較可能なデータベースの作成、公表	・ 環境報告書の全作成事業者のリストの公開
への取組に対する社会	・ 環境パフォーマンス指標ガイドラインの策定及びパイロ	・ 一定の要件を満たす環境報告書の審査登録
からの適正な評価を確	ット事業の実施	・ 一定の要件を満たす環境報告書公表の制度化
保する	・ 記載内容が比較可能なデータベースの拡充	・ 他の企業情報開示制度への環境情報開示項目の追加によ
	・ 環境パフォーマンス指標の改訂 (集計方法の共通化、項目	る制度化
	の体系化含む)	
環境報告書の比較可能	・ 第三者レビューの状況についての調査の実施	・ 第三者レビューガイドラインの作成
性と信頼性を確保する		・ 環境報告審査人(仮称)の創設
		・ 虚偽記載への対応の検討
中小事業者の取組の普	・ 環境活動評価プログラムの策定	・ 環境活動評価プログラムの改訂
及促進を図る	・ 優良な環境行動計画の表彰	・ 一定の要件を満たす環境行動計画の認証
	・ 全国でのセミナーの開催	

資料2 諸外国の環境情報開示に関する法規制等の状況

1.欧米諸国での法規制の状況

(1)オランダ

1997 年に改正された環境管理法1により、環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約300に対して、行政機関提出用と一般公表用の2種類の環境報告書を作成し、行政機関に提出することと、公表することを義務付けている。環境報告書を行政機関に提出する前に、独立した専門家による監査を受けなければならないという規定が条文にあるが、現時点では、この条文は施行されていない。

環境報告書の記載項目は、事業所の概要、事業所が引き起こした環境に有害な結果、事業所が環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等である(環境パフォーマンスデータについては、実績値と目標値の両方を記載)。

(2) デンマーク

1995 年に制定された環境計算書法²により、環境保護法で許認可を受ける必要がある約1,200の事業所に対して、環境報告書を作成し、行政機関に提出後、公表することを義務付けている。環境報告書の記載項目は、事業所の概要、環境関連の許認可の状況、及び環境パフォーマンスの状況等である。

(3)フランス

2001 年 5 月に成立した新経済規制法³において、フランスの全上場企業は、2003 年以降の年次財務報告書に、企業活動の社会的・環境的影響に関する情報データを作成し、公表することが義務付けられている。社会的報告の記載項目は、労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献などであり、環境的報告の記載項目は、著しい環境側面の特定、天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質土壌汚染状況等である。

¹ 環境管理法 (the Environmental Management Act) についてはhttp://www.eel.nl/Countries/NL/indxema.htmを参照。

² 環境計算書法(the Green Accounts Act)については http://www.google.co.jp/search?q=cache:jUzxiI3FqBMC:www.mst.dk/rules/Acts%2520in%2520force/ Products%2520and%2520Technology/04040100.doc+Act+No.403,+1995++denmark&hl=ja&ie=UTF-8を参昭。

³ 新経済規制法 (NOUVELLES REGULATIONS ECONOMIQUES) については http://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdfを参照。

(4) ノルウェー

会計法⁴により、年次報告書での環境情報の開示を義務づけている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び製品関連の取組の内容等である。

(5)スウェーデン

会計法⁵により、年次報告書での環境情報の開示を義務づけている。記載内容は、環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、及び法規制遵守の内容等である。

(6)イギリス

2002 年より企業の社会的責任に関する法案を検討6している。この法案では、 事業がもたらす環境及び社会に与える影響に関する報告の義務付けや、公的に 設置された委員会が基準を設定し、これらの内容の効果的な導入を検証・保証 すること等が規定されている。

(7)アメリカ

2002年7月に成立した企業改革法では、年次報告書において株式を公開する全ての事業者を対象に、事業業績に重大な影響を及ぼす可能性のある環境問題等への対応を含む事項を記述すること、虚偽記載に対する企業経営者への罰則の強化などが規定されている。

(8)カナダ

事業者が自主的に、企業活動に伴う社会的・環境的影響などを報告しているが、それを自主的なものから義務化する動きがあり、2000 年に制定された金融業務改革法®では慈善寄付、地域の経済発展への貢献、及び従業員によるボランティア活動などの状況を年次報告に記載することを、認定を受けている全ての金融機関に義務付けている。

4 会計法 (Amendment to the Accounting Act) についてはhttp://www.lovdata.no/all/nl-19980717-056.htmlを参照

⁵ 会計法 (Law of Accounts) についてはhttp://www.notisum.se/rnp/SLS/lag/19951554.htmを参照。

⁶ 本項は英国の ENDS Report 330 July2002 (http://www.endsreport.com/issue/contents.cfm?IssueNo=330) に掲載された情報に基づくものである。

⁷ 企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002) についてはhttp://www.riahome.com/newlaw/fulltext.pdfを参照。

⁸ 金融業務改革法 (Financial Services Reform Act) に関する本項は以下のインターネット上に掲載された情報に基づくものである。http://www.conferenceboard.ca/documents/comparing-csr.05.02.pdf

2.その他の状況

(1)欧州連合における環境関連情報開示

欧州連合(EU)では、2001年の欧州委員会勧告「年次会計報告での環境関連情報開示」⁹において、加盟各国に、事業者の年次会計報告や年次報告書における環境関連事項の認識、測定及び情報開示に関する勧告に基づき、実施した施策について欧州委員会に報告することを求めている。

(2)欧州連合における社会的責任における基本方針

欧州委員会は2001年7月に「事業者の社会的責任のための欧州における枠組みの構築」10と題するグリーンペーパーを発行した。これは、EU の加盟国間で統一されていない事業者の社会的責任(CSR)に関する考え方を統一するためのもので、1年後の2002年7月には「CSR 政策に関する欧州委員会報告」11を発表し、あらゆる EU 政策に CSR を組込むことを表明するとともに、CSR に関する情報公開や監査などの課題に関する基本方針を示している。

(3)欧州連合における環境管理監査スキーム

EU では、1993 年制定の EU 規則 (EEC No 1836/93) ¹²に基づき、1995 年から EU 領域内の事業場等を対象に「環境管理監査スキーム (EMAS)」を実施している。これは事業者が、環境パフォーマンスデータを含む環境声明書を作成し、公認環境検証人による検証を経て公表する制度である (2002 年 11 月末現在参加:3,801 事業所)。 EMAS 制度に参加し、公認環境検証人の検証を受けた事業者は、EMAS のロゴマークを事業所及び環境声明書に掲示することができる。

(4)欧米における持続可能性報告書

欧米においては、企業の社会的責任について「環境・経済・社会」の3つの 分野における取組の成果(トリプルボトムライン)が重要視されつつあり、事 業者は環境面だけでなく社会・経済的側面をも含めた「持続可能性報告書」を

^{9 「}年次会計報告での環境関連情報開示」については http://europa.eu.int/eur-lex/en/archive/2001/1_15620010613en.htmlを参照。

^{10「}事業者の社会的責任のための欧州における枠組みの構築 (Promoting a European Framework for Corporate Social Responsibility)」についてはhttp://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/greenpaper.htmを参照。

^{11 「}CSR 政策に関する欧州委員会報告」については http://europa.eu.int/comm/employment_social/soc-dial/csr/csr_index.htmを参照。

¹² EU 規則 (EEC No 1836/93) については http://europa.eu.int/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexapi!prod!CELEXnumdoc&lg=en&numdoc= 31993R1836&model=guichettを参照。

作成・公表する事例が増えつつある。このことに関して環境報告書に関する国際的なネットワーク組織である GRI では「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」を策定・公表している。

表 1 諸外国等の作成開示基準等の事例

			=	ア指	標(9〕	項目)	注					-	そ の他	か 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百 百				
	1	ンプッ	<i>y</i>			アウト	プット	`		その他の項目								
	総エネルギー 投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動量	総製品生産・販売量	廃棄物等総排出量	廃棄物最終処分量	総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌(保全)	ばい塵	環境管理	生物多樣性	
オランダ																		
デンマーク																		
フランス																		
ノルウェー																		
スウェーデン																		
GRI																		

注:コア指標とは、平成14年度「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」で検討中の指標案であり、標記検討会の第3回会合で提示された項目である。そのため、今後の検討により変更される可能性がある。

さらに、環境報告書等による環境情報の開示を法律等により義務化している 国における作成開示基準等の事例の詳細を表2及び表3に取りまとめた。

表 2 諸外国等の作成開示基準等の事例

1 . オランダ 環境管理法

事業所が引き起こした環境に有害な結果

事業所が環境保全のために施した技術的、組織的、管理的手段及び対策

環境報告法令 (1999年) 上記に関する次年度の合理的な予測情報

事業所名、事業所のSBIコード、環境担当役員名、そして下記の環境パフォーマンスに関する情報

- ・気候変動(オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率)
- ・酸性化(酸化物質の空中放出)
- ・空中への拡散(規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出)
- ・地表水への拡散(水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出)
- ・富栄養化(排水への窒素・リンの直接的・間接的放出)
- ・排出(廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内での廃棄物の焼却・投棄、廃水処理)
- ・枯渇(水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス)
- ・土壌保全(土壌に関する内部的なリスク分析、保全対策、実施した土壌調査及び浄化)
- ・騒音(実施した騒音防止対策)
- ・悪臭(実施した悪臭防止・削減対策)
- ・事業所外部の安全(実施した重大事故の防止対策及び成果)
- ・環境管理(EMS・資源管理・環境パフォーマンスの実績・次年度予測、環境監査・監査報告書、 環境管理計画・エネルギー管理および削減計画、事故・障害・苦情等)
- ・環境関連の状況変化(環境負荷・環境管理に影響する事業所の組織変更・経済状態の変化)
- ・環境に関する許可(当該許可についての情報、許可条件の変更)

2 . デンマーク

環境計算書法

グリーン・アカウ

5.1

(1996年)

ント

(環境報告書)

会社名及び所在地

産業部門及び重要な副次的業務

監査・監督を担当する郡当局の名称 最も重要な環境に関する操業許可(法律)の内容

包括的許可を受けている場合にはその日付

主要業務及び重要な副次的業務に直接関連する重要な資源消費及び環境負荷パラメーターに関する 短い定性的記述

基礎的事項(上記記載のもの)に関する経営者の説明

環境パフォーマンスに関する情報

- ・生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料の消費量
- ・それらのうち製品及び廃棄物への転化量、大気・水域・土壌への放出量
- ・生産により生成した汚染物質の種類・量

環境報告書に対する監査が実施された場合は監査人の氏名及び所属、監査報告書を記載

(但し監査は任意)

3 . *フランス* 商業会社法

下記の環境パフォーマンスに関する情報

- 商業会社法令
- ・水資源の消費量

2002-221 (2002 年)

- ・原材料とエネルギーの種類およびその消費量
- ・再生可能エネルギー利用およびエネルギー効率の向上を図るための対策
- ・土壌の状態
- ・環境に著しい影響を及ぼしうる汚染物質(大気、水、土壌)の排出
- ・環境省及び産業省の指示によって決定されうる騒音・悪臭公害と廃棄物の表

生態系のバランスや自然環境、また保護下にある動植物(種)へ与える影響(ダメージ・被害) 最小限に抑える為の対策の内容

環境保護の観点からとられている評価或いは証明活動(業務)の内容

企業活動分野における法的要件に準拠する為の行動(活動)の内容

企業活動によって環境に与える影響を削減するために要した費用

企業内部に環境管理問題やその問題に関する従業員への教育や情報伝達を担当する部署、

環境リスクの削減を専門に扱う対策方法、そして事業所外部に影響をもたらす公害・事故を取扱う組織

環境リスクのために割り当てられた対策と保証にかかった費用

(この情報が訴訟中の企業に深刻な偏見を与えうる可能性がない場合において)

裁判所から下された命令の履行において会計年度中に支払った環境への損害に対する賠償金額と その環境回復のために施した対策の内容

4. ノルウェー 会社法

年)

運営報告

年次報告書内

・環境に対し顕著な影響を与え得るような、活動を取りまく状況、原材料や製品

のディレクター

- ・環境影響、環境への悪影響を防ぐ為の計画あるいは取組の内容
- 声明における 環境情報(1999
- ・企業が設定した展望や目標、及び行政機関、顧客や納入業者の予測している環境面での限界 環境パフォーマンスに関する情報
 - ・消費エネルギー・原材料の種類と量
 - ・排出汚染物質、騒音、ほこり、振動の種類と量
 - ・企業より排出された、あるいは企業に属する廃棄物の種類と量
 - ・事故の危険性
 - ・運輸に伴なう環境負荷

製品関連(材料や製品を製造している企業が対象)

- ・製品内の有害物質の種類と量
- ・製品の使用後段階での廃棄物の種類と量
- ・製品の使用後段階における環境負荷

5.スウェーデン 会計法 年次報告書内

製造過程から生じる栄養を含む、企業の外部環境への影響(水、大気への排出、音、廃棄物など) 影響が企業の財務パフォーマンス或いは未来のパフォーマンスに直接或いは間接の影響を与えている かどうか

における環境 情報 (1999年)

企業が環境法に列挙されている理由、及び環境法に列挙される原因となっている活動への依存度 企業は環境法のどの条項に該当するのか、翌年に更新或いは改正されなければならない主要な許可証の 有無

6.GRI

ビジョンと戦略

概要

ガイドライン *PartC* 報告書の内容

管理組織とマネジメントシステム

GRIの目次・見出し

パフォーマンス指標

コア指標とサフ

経済的パフォーマンス

指標とに分かれ

・顧客:総売上 等

るが、コア指標に

・供給業者:全調達品の総コスト 等

ついての概略の

・従業員:給与と給付金総支払額の国ないし地域ごとの内訳

みを記載。経済

・投資家:投資家への配当 等

的パフォーマンス

・公共部門:支払い税額 等 環境パフォーマンス

と社会的パフォー

・原材料:原材料の種類別総物質使用量 等

マンスは参考例

・エネルギー:直接的、間接的エネルギー使用量

・水:水の総使用量

・生物多様性

・排気、排水、廃棄物:温室効果ガス排出量、オゾン層破壊物質の使用量と排出量、廃棄物総量 等

・製品とサービス:主な環境影響、使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比 および再生利用比率 等

・法の遵守

社会的パフォーマンス

(労働実務と仕事の適切性)

・雇用:労働力の内訳 等

・労働/労使関係

・安全衛生

・教育研修

・多様性と機会:機会均等に関する方針やプログラム 等

・方針とマネジメント:業務上の人権問題の方針 等

・差別対策

・組合結成と団体交渉の自由

・児童労働

・強制・義務労働

(社会)

・地域社会

・贈収賄と汚職

・政治献金

(製品責任)

・顧客の安全衛生:顧客の安全衛生の保護に関する方針 等

・製品とサービス:商品情報と品質表示に関する組織の方針 等

・プライバシーの尊重

表2の環境パフォーマンスに関する情報を一覧表にして表3に取りまとめた。 コア指標とは平成14年度「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」 で検討中の指標案であり、標記検討会の第3回会合で提示された項目である。 そのため、今後の検討により変更される可能性がある。

表中の 印は、前述のコア指標案と同様の項目を要求していることを示し、 印はコア指標案に類する項目を要求していることを示すものである。

表3 諸外国等の作成開示基準等における環境パフォーマンスに関する情報の比較

	イン	ノプ・	v L		マ	9項I ウト	J	· ト				そ(の他	の項	目		
<u>.</u>	総エネルギー投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	ん学物質排出量・移動量	/ 総製品生産・販売量) 廃棄物等総排出量	. 廃棄物最終処分量	総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌(保全)	ばい塵	環境管理等	生物多樣性
オランダ																	
・気候変動(オゾン層破壊物質・温室効果ガスの空中放出、エネルギー使用と効率)																	
・酸性化(酸化物質の空中放出)																	
・空中への拡散 (規制物質・殺虫剤・届出義務物質の空中放出)																	
・地表水への拡散(水質規制物質・殺虫剤・届出義務物質の直接的・間接的放出)																	
・富栄養化(排水への窒素・リンの直接的・間接的放出)																	
・排出 (廃棄物の排出、廃棄物の再使用量、事業所内で の廃棄物の焼却・投棄、廃水処理)																	
・枯渇(水資源の使用、水資源に関するエコ・バランス)																	
・土壌保全(土壌に関する内部的なリスク分析、保全対 策、実施した土壌調査及び浄化)																	
・事業所外部の安全(実施した重大事故の防止対策及び成果)																	
・環境管理(EMS,資源管理、エネルギー管理及び削減 計画、事故・障害・苦情 等)																	
・騒音(実施した騒音防止対策)																	
・悪臭(実施した悪臭防止・削減対策)																	
デンマーク																	
│ ・生産工程に投入された主要なエネルギー、水、原材料 │ の消費量																	
・それらのうち製品及び廃棄物への転化量、大気・水 域・土壌への放出量																	
・生産により生成した汚染物質の種類・量																	

				指标		9項						その	の他	の項	目		
		ノプ・		,_			プッ				_						,,
	総エネルギー 投入量	総物質投入量	水資源投入量	温室効果ガス排出量	化学物質排出量・移動	総製品生産・販売量	廃棄物等総排出量	廃棄物最終処分量	総排水量	富栄養化	悪臭	騒音	振動	土壌 (保全)	ばい塵	環境管理等	生物多樣性
					量												
フランス																	
・水資源の消費量																	
・原材料とエネルギーの種類およびその消費量																	
・再生可能エネルギー利用およびエネルギー効率の向 上を図るための対策																	
・土壌の状態																	
・環境に著しい影響を及ぼしうる汚染物質(大気、水、土壌)の排出																	
・環境省及び産業省の指示によって決定されうる騒音・ 悪臭公害と廃棄物の表																	
ノルウェー																	
・消費エネルギー・原材料の種類と量																	
・排出汚染物質、騒音、ほこり、振動の種類と量																	
・企業より排出された、あるいは企業に属する廃棄物の 種類と量																	
・製品内の有害物質の種類と量(材料や製品を製造している企業が対象)																	
・事故の危険性																	
・運輸に伴なう環境負荷																	
・製造過程から生じる栄養を含む、企業の外部環境へ の影響(水、大気への排出、音、廃棄物など)																	
GRI																	
・原材料:原材料の種類別総物質使用量 等																	
・エネルギー:直接的、間接的エネルギー使用量																	
・水:水の総使用量																	
・法の遵守																	
・生物多様性																	
・排気、排水、廃棄物:温室効果ガス排出量、オゾン層 破壊物質の使用量と排出量、廃棄物総量 等																	
・製品とサービス:使用後に再生利用可能として販売された製品の重量比および再生利用比率 等																	

資料3 環境報告書の第三者レビュー等に関する状況

本検討会にご参画いただいている企業及び第6回環境レポート大賞(環境報告書部門)の大賞、優秀賞を受賞した企業のうち、第三者レビューを行っている企業について、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプに分類し、第三者意見書等を抜粋し、掲載した。

1. 「審査」タイプの第三者レビューの事例

	企業名	第三者レビューの名称
(1)	キリンビール株式会社	第三者検証報告書
(2)	コクヨ株式会社	第三者審査報告書
(3)	セイコーエプソン株式会社	第三者検証
(4)	大成建設株式会社	第三者検証意見書
(5)	大日本印刷株式会社	第三者審査報告書
(6)	東京ガス株式会社	第三者審査報告書
(7)	トヨタ自動車株式会社	第三者意見書
(8)	株式会社リコー	第三者検証報告書

(五十音順)

2. 「評価・勧告」タイプの第三者レビューの事例

	企業名	第三者レビューの名称
(1)	アサヒビール株式会社	第三者意見書
(2)	株式会社イトーヨーカ堂	監査所見
(3)	大阪ガス株式会社	第三者レビュー
(4)	キヤノン株式会社	第三者意見書
(5)	株式会社損害保険ジャパン	第三者意見書
(6)	松下電器産業株式会社	第三者意見書

(五十音順)

第三者レビューの事例については各社の環境報告書をご参照ください。

資料4 環境報告審査人に必要な能力に関連する資格の参考例示

「第3章3.第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等」において4点整理 したが、関連する既存の資格などは次のとおりである。

環境報告書の記載事項に関する知識及び専門的能力と実務経験

・ 当該能力に関する一定の知識・能力等を有する者(既存資格)はないと 考えられる。

事業経営に関する知識及び専門的能力と実務経験

- ・ ISO 審査員、公認会計士、中小企業診断士及びファイナンシャルプランナー等が当該能力に関する一定の知識・能力等を有すると考えられる。 環境に関する知識及び専門的能力と実務経験
- ・ ISO 環境審査員、技術士(環境分野)、環境カウンセラー(事業者部門) 環境計量士及び公害防止管理者等が、当該能力に関する一定の知識・能 力等を有すると考えられる。

監査に関する知識及び能力

・ 公認会計士、ISO 審査員及び公認システム監査人等が、当該能力に関する 一定の知識・能力等を有すると考えられる。